

## ま と め

平成 24 年 8 月に、民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公正性を確保することにより、公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるための「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が公布され、平成 27 年 10 月から公務員についても厚生年金保険制度を適用するとともに、共済年金にある公的年金としての 3 階部分（職域部分）は廃止することとされ、その廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとされた。

当懇談会は、この新たな年金である退職等年金給付の制度の創設にあたって必要となる財政計算について審議を行ってきた。

今般の審議の過程を通じ、新制度について当懇談会としては、国家公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的としているものであることに鑑み、持続可能な制度として構築して行く必要があるとの認識で一致した。

連合会が算定した基準利率、年金現価率及び保険料率は、算定に当たって示された前提条件を満たしているとともに、保険数理上妥当な数字であると認められる。

提案された保険料率は、組合員の新たな負担になるものであることに配慮しつつ、退職等年金給付制度の目的を達成するための給付水準を確保するものになっているとの結論に達し、これをもって年金業務懇談会の「まとめ」とする。